

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月  
② 平成元年10月

私は、2、3年前に年金問題があったので、社会保険事務所(当時)で年金記録の照会を行ったところ、平成元年8月及び同年10月が未納となることが分かった。

平成3年6月ごろ、市役所に赴いて国民年金の加入手続を行ってから、もっぱら郵便局で過年度及び現年度の保険料を納付しており、過年度保険料については、特に気を付けて納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月17日に払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と一致する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付は、平成元年6月以降の納付書を発行してもらい、過年度保険料を優先して納付したとしているところ、オンライン記録によると、平成3年度の現年度保険料に併せて申立期間前後の期間の過年度保険料を同一月内に納付していることが確認できる上、当該過年度保険料の納付日は、3年度の現年度保険料の納付日より早い日付であることが確認できることから、過年度保険料を優先して納付したとする申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間以降に未納期間が無く、申立期間は、それぞれ1か月と短期である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、申立期間当時、父の店で勤務しており、昭和44年8月ごろ、A市役所で父が私の国民年金の加入手続きを行い、父母が市の集金人に私と父母の三人分の保険料を毎月納付していた。私が結婚するときに、父母に「遅れたこともあったけど、今までの分は支払い済みだから、これからは自分で支払って下さい。」と言われ、国民年金手帳を渡されたのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和48年7月23日に払い出されていることが確認できることから、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②の直前の昭和46年度の納付記録の摘要欄に「現」のスタンプ印が押されており、当該年度の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できることから、上記払出しの時点で、時効完成前の納付可能な期間までさかのぼって納付したものと推認され、申立期間②の直後の48年度の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、上記払出しの時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が主張する昭和44年8月ごろに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年10月まで

私は、結婚と同時にA県B市に転居し、その翌年の昭和53年ごろに自宅へB市役所からはがきが届いた。そこには、法律改正によって国民年金の未納期間分が特別に納付できるようになったと記載されており、相談場所として市役所及びその他数か所の出張所名が記載されていた。私は、夏の暑い日にそのはがきに記載されていた相談場所に出向いて説明を受け、未納期間の保険料を支払うことにした。確か支払額は1か月4,000円ぐらいで、計算してもらった合計金額が30万円ぐらいだったと思う。とても一括で支払えるような金額ではなかったため、1年以上かけて分割で支払った。確かに保険料を支払ったはずなのに記録が無いことになっているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和52年12月の婚姻と同時にA県B市へ転居し、53年ごろに同市役所から第3回特例納付に関するはがきが届いたため、案内された相談会場へ相談に行き、その後、分割で保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、そのはがきの一部（はがきの一部は破損しているものの、第3回特例納付の記載がある）の写しを所持しており、その内容が第3回特例納付実施（53年7月から55年6月まで）の案内であったと推認できる上、申立期間は記録上、強制加入期間であり、申立人が記憶する保険料納付金額と申立期間を特例納付した場合の保険料額はおおむね一致する。

さらに、申立人の元夫によると、当時（昭和 53 年ごろ）は、C 事業所（現在は、D 事業所）に勤務しており、そのころに社会保障関連の仕事をしていたこともあって、国民年金の特例納付についての知識もあり、元妻（申立人）からの相談に対して、特例納付をした方が良いと話をし、むしろ納付を勧めたとしていることから、申立人の供述内容は信憑<sup>びよう</sup>性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間当時、家族で事業を営んでおり、父親が、老後のために年金は大切であり、国民の義務でもあると話しており、父親が、私を含めた家族の国民年金保険料を女性の集金人に納めてくれていたことを覚えている。

記録を確認したところ、昭和37年度の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、父親は、未納なく納めてくれていたはずなのに、同年度だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人及び申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和37年12月ごろに払い出されたものと推認され、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和36年度の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行った後に、当該期間の保険料を過年度納付したものと推認されることから、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、申立人は、申立期間の前後を通じて家族で事業を営んでおり、当時の商品は価格が高値で安定していたとしており、国民年金保険料を納付する上で経済的な問題も無かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月21日から同年12月13日までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日を43年12月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月3日から同年8月24日まで  
② 昭和43年9月21日から同年10月1日まで  
③ 昭和43年10月1日から44年1月13日まで

申立期間①について、私は昭和32年4月3日にA社に正職員として採用され、同日から厚生年金保険に加入したはずであり、申立期間②及び③についても継続して勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③のうち、昭和43年9月21日から同年12月13日までの期間について、元同僚3人は、「申立人は、申立期間②及び③の期間について、業務に従事していた。」とそれぞれ供述していることから、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたと推認できる。

またA社の元事務局長は、「申立期間②及び③の期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の居所も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情



は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、元同僚7人の証言から期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、元同僚の一人は、「私自身の厚生年金保険の記録は、昭和32年8月からになっている。私は同年2月に入社し、その後約6か月間の試用期間があり、その期間中は厚生年金保険に加入しなかった。」と証言しており、他の元同僚6人も「3か月間から6か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入しなかった。」旨の証言をしている。

これらのことから判断すると、A社は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主の居所も不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立期間③のうち、昭和43年12月13日から44年1月13日までの期間について、オンライン記録によると、A社は43年12月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日において当該事務を取扱っていた元事務局長を含む8人全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

また、その後の昭和44年1月13日に厚生年金保険の適用事業所の新規適用を受けたB社において、申立人と元事務局長を含む13人が被保険者資格を取得した記録が確認できるところ、当該事業所は上記期間については厚生年金保険法の強制適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び申立期間③のうち、昭和43年12月13日から44年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間③のうち昭和43年12月13日から44年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録については、同年7月及び同年8月を22万円、同年9月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から同年10月1日まで  
② 平成9年7月1日から同年10月1日まで  
③ 平成10年10月1日から同年12月1日まで  
④ 平成19年6月1日から同年8月1日まで

給与から控除されている厚生年金保険料額と国（厚生労働省）が管理するオンライン記録に基づく厚生年金保険料額が異なっているので、正常な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書から、その主張する標準報酬月

額（9年7月から同年8月までは22万円、同年9月は24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち平成7年8月1日から同年10月1日までの期間、10年10月1日から同年12月1日までの期間、及び19年6月1日から同年8月1日までの期間については、申立人の保管している給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらなためあつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年12月及び7年1月は26万円、同年2月から8年9月までは24万円、同年10月から9年7月までは22万円、同年8月から同年11月までは32万円、10年3月から11年4月までは22万円、同年5月は18万円、同年6月から12年5月までは22万円、同年6月は20万円、同年7月から同年12月までは22万円、13年1月及び同年2月は18万円、同年3月は24万円、14年4月から15年1月までは24万円、同年2月は19万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は13万4,000円、同年7月及び同年8月は17万円、同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は22万円、16年1月は17万円、同年2月は13万4,000円、同年3月は24万円、同年4月は17万円及び同年5月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から9年12月15日まで  
② 平成10年3月23日から13年4月30日まで  
③ 平成14年4月22日から16年6月1日まで

私は、A社に入社してから退職するまでの間、厚生年金保険被保険者期間は勤めた期間と合っているのに、所持している給与明細票の額と、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に違っているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基

づく標準報酬月額範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成6年12月及び7年1月は26万円、同年2月から8年9月までは24万円、同年10月から9年7月までは22万円、同年8月から同年11月までは32万円、10年3月から11年1月までは22万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は18万円、同年6月から12年5月までは22万円、同年6月は20万円、同年7月から同年12月までは22万円、13年1月及び同年2月は18万円、同年3月は24万円、14年4月から15年1月までは24万円、同年2月は19万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は13万4,000円、同年7月及び同年8月は17万円、同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は22万円、16年1月は17万円、同年2月は13万4,000円、同年3月は24万円及び同年4月は17万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成11年2月1日から同年3月1日までの期間について、申立人は給与明細書を所持していないものの、申立人が所持する同年分年末調整表の社会保険料控除額から当該期間の前後の期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられることから、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成16年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は給与明細書を所持していないため、当該期間の報酬月額が確認できないものの、当該期間の前後の報酬月額から、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、書類を保管してないため不明であるとしているものの、申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年1月8日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月8日から同年4月1日まで  
昭和34年12月2日にA社に入社し、36年12月21日までの2年間、退職することなく継続して勤務したが、年金事務所で確認すると、3か月間の空白があることが判明したので調査の上、年金記録の訂正を願う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和34年12月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年1月8日に同資格を喪失後、同年4月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年1月から同年3月までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間において、同郷の元同僚は、「申立人とは一緒に船でC市にやって来て、同じ社員寮で生活していた。申立期間において申立人が退職したとか病気で休業していたというようなことは記憶に無い。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間において業務内容に変更は無かったと供述しており、同職種の元同僚17人の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は全員が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和34年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明であるとしているが、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）によると、申立人に係る同社における資格取得日は昭和34年12月2日及び35年4月1日となっていることが確認できる上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から同年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年5月2日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月2日から21年3月1日まで

昭和11年4月1日から33年1月10日までA社に勤務していたが、20年5月2日から21年3月1日までが空白の期間になっている。その頃は、B支店に転勤になり家族でB市に昭和29年まで住んでいた。会社の在籍証明書も添付するので調査願いたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員記録表、同社発行の在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社C工場から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和20年5月2日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録で確認できる昭和21年3月1日から22年4月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録について、資格取得日を確認すると、オンライン記録では21年3月1日と記録されているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)では21年5月1日と記録されていることが確認できる。

また、資格喪失日を確認すると、オンライン記録及び旧台帳では昭和22年



4月1日と記録されているところ、被保険者名簿によると同月10日と記録されていることが確認できる。

さらに、当該期間に係る事業所名については、被保険者名簿ではA社B支店と記載されているところ、旧台帳では同社C工場と記載されており、オンライン記録、被保険者名簿及び旧台帳との間で記録の内容が一致しない。

加えて、A社に係る申立人の被保険者記録は一つの番号で管理されているところ、被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる昭和22年4月1日から29年4月11日までの期間の被保険者記録が旧台帳には記載されておらず、このことについて、日本年金機構は、「本来、同一年金番号の記録は、一つの旧台帳に記載されるべきものだが、現存する旧台帳と異なる記録がオンライン記録にあるということは、もう一つの旧台帳があった可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る記録が適切に管理されていなかったものと認められ、昭和20年5月2日に申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日付けでA社C支店から同社D支店に異動したが、同社C支店での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日、同社D支店での資格取得日が同年4月1日となっているため、被保険者期間が1か月欠落している。その欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録（社員台帳）から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社C支店に係る申立人の被保険者資格喪失日を昭和46年3月31日と誤って届け出たとしている上、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月19日から27年3月20日まで

私は、昭和21年にA社に入社し、翌年からは同社C支店で勤務していた。昭和26年に同社D支店の開設準備委員となり、D地にある開設準備室に転勤したが、同支店の開店準備が遅れ、同支店は、27年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となった。

年金記録では、私がD支店の開店準備に従事していた期間が空白となっているが、私はこの間も給与を支給されており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、調査の上、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日について、当時の同僚の一人は、「昭和26年11月頃から、申立人と同時期にA社D支店の開設準備室に赴任した。当該準備期間についても厚生年金保険料は控除されていた。また、同支店の開店準備が遅れ、同支店は、27年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となった。」と供述しており、同支店が適用事業所となるまでの期間については、同行C支店において適用すべきであったと考えられることから27年3月20日とすることが妥当である。

そして、申立期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月9日は28万円、18年7月20日は25万円、同年12月15日は37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月9日  
② 平成18年7月20日  
③ 平成18年12月15日

私の年金記録では、平成16年12月、18年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所（当時）へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、「社会保険料等の控除額」として厚生年金保険料が控除されていたことは確認できるものの、その内訳は不明である。

しかしながら、A社の元同僚が所持する賞与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から判断すると、同社は、賞与からの厚生年金保険料控除額について、申立期間①直前の標準報酬月額に基づいて控除していることが確認できることから、申立人も同様に申立期間①直前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③について、A社が保管する申立期間②及び③に係る賞与明細により、申立人は、当該期間について、その主張する額の標準賞与額（申立

期間②は 25 万円、申立期間③は 37 万 5,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月9日は22万円、18年7月20日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月9日  
② 平成18年7月20日

私の年金記録では、平成16年12月及び18年7月の標準賞与額の記録が無い。当時の勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所（当時）へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①に係る賞与明細書及びA社が保管する申立期間②に係る賞与明細により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する額の標準賞与額（申立期間①は22万円、申立期間②は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月9日は32万円、18年7月20日は24万6,000円、同年12月15日は36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月9日  
② 平成18年7月20日  
③ 平成18年12月15日

私の年金記録では、平成16年12月、18年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所（当時）へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、「社会保険料等の控除額」として厚生年金保険料が控除されていたことは確認できるものの、その内訳は不明である。

しかしながら、A社の元同僚が所持する賞与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から判断すると、同社は、賞与からの厚生年金保険料控除額について、申立期間①直前の標準報酬月額に基づいて控除していることが確認できることから、申立人も同様に申立期間①直前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③について、A社が保管する申立期間②及び③に係る賞与明



細により、申立人は、当該期間について、その主張する額の標準賞与額（申立期間②は24万6,000円、申立期間③は36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月9日は28万円、18年7月20日は23万円、同年12月15日は34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月9日  
② 平成18年7月20日  
③ 平成18年12月15日

私の年金記録では、平成16年12月、18年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所（当時）へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、「社会保険料等の控除額」として厚生年金保険料が控除されていたことは確認できるものの、その内訳は不明である。

しかしながら、A社の元同僚が所持する賞与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から判断すると、同社は、賞与からの厚生年金保険料控除額について、申立期間①直前の標準報酬月額に基づいて控除していることが確認できることから、申立人も同様に申立期間①直前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③について、A社が保管する申立期間②及び③に係る賞与明細により、申立人は、当該期間について、その主張する額の標準賞与額（申立

期間②は 23 万円、申立期間③は 34 万 5,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社B出張所で勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は43年4月1日に新規取得したことになっており、年金記録が1年間欠落している。記録を回復していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の証言から、申立人は昭和42年4月1日から同社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間前後の昭和41年から45年までの5年間に、高校の新卒者としてA社B出張所に入社した15人について、入社日と厚生年金保険の資格取得日について確認したところ、42年4月に同出張所に入社した二人（申立人を含む。）以外は、すべて入社日と厚生年金保険の資格取得日が同日であることが確認できる上、同社人事部は、「申立人の社員区分は、入社時から厚生年金保険に加入するものであり、特定の従業員のみ保険料を控除しなかったとは考えられない。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の人事記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者証番号払出簿によると、申立人に係る被保険者証番号は昭和 43 年 10 月 1 日以降に払い出されている上、申立人が 42 年 4 月 1 日に A 社 B 出張所において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が 43 年 4 月 1 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 42 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年3月までの期間、2年4月から3年3月までの期間及び4年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年3月まで  
② 平成2年4月から3年3月まで  
③ 平成4年4月から7年3月まで

平成19年12月に年金記録を確認したところ、4年4月から7年3月まで申請免除期間になっていることを知り驚いた。2年3月にA業を開業した後の3年4月以降の1年間については、確かに申請免除の手続を行ったが、4年間も続けて手続しておらず、この申請免除についても、国民年金保険料の納付が苦しくなったために手続を行ったことから、その前の期間について保険料を納付していないはずはない。会社退職後の元年1月ごろに、家の近くにあるB市役所C支所で国民健康保険と同時に国民年金の手続を行い、7年に口座振替を利用するまでは、保険料もその支所内の金融機関で毎月納付していた。このような記録になっていることに納得できないので、よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成元年1月の厚生年金保険被保険者資格喪失後に、国民健康保険と一緒に国民年金への種別変更の手続を行ったと主張しているところ、B市の記録では、申立人の国民健康保険被保険者資格取得日は同年2月と確認できるものの、オンライン記録によると、申立人は、3年6月に国民年金の未加入期間から第1号被保険者期間に記録訂正されていることが確認でき、この時点まで国民年金被保険者として認識されておらず、納付書が発行されていなかったと推認できることから、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間③については、オンライン記録及びB市の国民年金収滞納記

録一覧表において、いずれも申請免除期間とされていることが確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらない上、申立人は、当該期間の国民年金保険料額等の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間について、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に任意加入し、地区の婦人会の集金人に保険料を未納無く納付してきた。ところが、送られてきた年金記録を見ると、昭和59年11月から61年3月までの記録が無いということにされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月に国民年金に任意加入した後、第3号被保険者に該当する61年4月1日まで資格喪失すること無く、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、共に59年11月17日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間と記録されており、国民年金保険料の収納が行われていたとは考え難い。

また、申立期間当時の国民年金保険料の収納は、3か月ごとの期別により取り扱われていたところ、申立人が所持する申立期間直前の国民年金保険料を納付したことを示す領収書によると、昭和59年10月の1か月分を同年11月19日に納付したことが確認できることから、国民年金任意加入被保険者の資格喪失の手続を行った際、前月までの国民年金保険料の納付を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私は、昭和50年12月ごろ、結婚を機に国民年金に加入した。加入時に自治会の集金人から説明を受けて、さかのぼって納付できることを知り、夫が7年分の保険料として、まとめて4万8,000円を納付してくれた。

60歳になる前に社会保険事務所（当時）に行き、夫が加入時に保険料を納付してくれた期間が未納になっていることを知り、大変驚いた。

納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに国民年金に加入し、申立人の夫が申立期間に係る7年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は54年3月19日に払い出されており、このころに加入手続を行ったものと推認されることから、申立人の主張する時期と相違する。

また、申立人の国民年金の加入手続は、第3回特例納付の実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）に行われており、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、申立人は、申立人の夫がまとめて4万8,000円の保険料を納付したとしており、同時期に申立期間について特例納付した場合には33万6,000円の保険料が必要となることから、申立人が主張する金額と大きく乖離する。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票によると、昭和51年4月から53年3月までの期間及び同年4月から54年3月までの期間について、同年3月及び同年5月に過年度納付していることが確認できるものの、それ以外に特例納付を行ったとする記録は確認できない上、同原票の記載内容に不自然な点は

見られないことから、第3回特例納付において申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの期間、63 年 2 月から平成 2 年 12 月までの期間及び 9 年 4 月から 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 63 年 2 月から平成 2 年 12 月まで  
③ 平成 9 年 4 月から 12 年 3 月まで

A 市 B 町に住んでいたころから、C 氏という当時 50 歳前くらいのメガネをかけた女性が D 駅付近から自宅へ国民年金保険料の集金に来ていた。毎月夕方に集金に来て、玄関で保険料を渡し、その時に領収書を渡されたが、カーボン複写の控えを見せて、「こちらに控えがあり、記録が残るので、その領収書は残さなくていいですよ。」などと言われたので捨てていた。そのころ、私の保険料は 7,500 円ほど納めていて、元夫の分も一緒に払っていた。A 市在住中の納付記録で保険料が未納となっている期間があることを知ったが、納付していた記憶があるので、その時の集金人を調査して、記録を訂正してほしい。(申立期間①及び②)

また、私は、保険料の集金を C 氏に頼っており、E 市に転居する前に、「E でも集金に来てください。」と依頼していたので、同市に転居してからも国民年金のことで市役所に行くことはなく、その後も C 氏が集金に来て保険料を払っていた。以前、A 市で保険料の申請免除をした際、「世帯主は免除できません。」と言われていたので、E 市では、元夫の保険料は納め、自分の分は免除してもらっており、そのために印鑑を渡して手続きしてもらった。当該期間も保険料が未納となっているので、調査して記録を訂正してほしい。(申立期間③)

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、集金人を通して保険料を継続して納付していたと主張しているが、A 市が保管する国民年金収滞納一覧表によると、申立期間に係る保険料の収納状況欄は空白となっており、保険料の納付

記録は確認できない上、同市では納付が確認できない月に対して、納期限の翌月に未納通知を送付し、毎年12月及び7月には、それまでの未納期間の累積分の通知も送付していたとしており、同市担当職員によると、翌年度には、社会保険事務所（当時）から未納期間に関する通知及び納付書送付が行われていたとしていることから、申立人は、申立期間に係る保険料が未納となっていることについて認識でき、納付書により納付することが可能であったが、申立人は、納付書により保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、A市の国民年金記録及びオンライン記録では、申立人が同市に在住期間中に、申立人の元夫が保険料を納付済みで申立人のみが免除又は未納となっている期間が複数あり、申立人及びその夫が必ずしも同じ納付状況ではないことが確認できることから、申立期間①及び②についても、夫婦共に保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②のうち、昭和63年度については、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の免除申請が却下された記述が確認できるところ、申立人は、当該期間について免除申請した記憶は無いとしており、申立人の記憶内容は曖昧である。

申立期間③については、E市の国民年金賦課収納状況一覧表によると、申立期間のうち、平成9年度及び10年度の収納状況が空欄になっていることが確認でき、オンライン記録によれば、申立期間の納付状況は未納であることが確認できる。

また、E市が保管する申立人の国民年金被保険者関係届では、平成9年3月20日に届出されていることが確認できるが、納付書の発行欄には斜線が記入されており、免除に係る記載及び免除の申請についても記載されておらず、その後に免除申請した形跡も確認できない。

さらに、申立期間③において、E市では、集金人制度は無かったとしており、A市においても、同市から他市に転出した被保険者に対して同市の集金人が訪問して手続等を行うことは無いとしていることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間③において申立人の元夫の保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、当該期間に申立人の元夫は未納であることが確認でき、申立人の記憶する納付状況と相違する。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が記憶する集金人の所在を確認することはできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年12月まで

私は、昭和43年8月6日にA社を退社と同時に国民年金と国民健康保険に加入した。それは、同年\*月に長女が出生しており、親子共、病気になる不安があったためである。その後、厚生年金保険加入までの17か月間に国民健康保険を利用したことは十分考えられ、当然、保険料も納付したものと考えられる。しかし、国民年金保険料については、納付事実が無いとのことであるが、納付した領収書もなく、国民年金保険料の納付を証明することは難しいが、国民健康保険料と国民年金保険料を同時に納付したとも考えられる。また、保険料を滞納した記憶は全く無い。国の未納確認の反証例も多く、私の記録も国の納付事実の確認ミスと考えられるので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した昭和43年8月ごろに、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は44年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続を行ったとする時期が申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、平成21年10月7日付けで昭和36年4月1日から43年8月6日に訂正されていることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳によると、36年4月1日と記録されていることが確認できることから、申立人が自ら国民年金の加入手続を行ったとすれば、上記資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した43年8月と記録されるものと考えられ、上記国民年金手帳記号番号について、申立人が国民年金の加入手続を行ったことにより払い出された状況はうかがえない。

さらに、上記台帳によると、申立人が再度、厚生年金保険被保険者の資格取得する昭和45年1月17日までのすべての国民年金の加入期間は、未納期間と記録されていることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関して具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から53年1月まで

私は、昭和41年9月の退職時に会社の上司に勧められ、同年10月にA市役所において、婚姻後の氏名で国民年金の加入手続を行った。

その後、昭和48年5月にB市に、さらに51年3月にC市に転居したが、その都度、A市役所D支所及びC市役所で、国民年金の加入手続を行い、それぞれの住所地の郵便局で国民年金保険料を納付していたのに、未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月にA市役所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、53年4月13日に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と相違する上、41年10月ごろに、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する二冊の国民年金手帳によると、申立人は、昭和53年2月10日に国民年金に任意加入したことが確認でき、オンライン記録及びC市の収滞納一覧表によると、それぞれ同日に、国民年金の任意加入被保険者として資格を取得したことが確認できる上、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができないため、申立期間については未加入期間と記録されていることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行えたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間のそれぞれの住所地の郵便局で、納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、A市によると、同市では昭和45年度まで印紙検認方式で保険料を収納し、平成9年度から郵便局における保険

料納付が開始されたとしている上、B市によると、同市では48年度から規則検認で保険料を収納し、平成10年ごろから郵便局における保険料納付が開始されたとしており、申立人の主張する納付方法と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成2年12月まで

元夫と昭和59年10月に離婚後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。役所から納付書が送付されてきて、毎月、C銀行又は郵便局で保険料を納付していた。ねんきん特別便が届き、保険料の未納期間を知ったが、現在の記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成4年7月31日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は同年9月に届出を行ったことが推認されることから、この時点において申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない期間となる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成3年1月から4年3月までの15か月間を過年度納付していることが確認でき、5年2月に納付書が作成された記録も確認できることから、当該納付書が作成された時点で、時効到達前として納付が可能であった3年1月以降の保険料を過年度納付したものと推認できる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続について、B区役所に行ったこと以外に具体的な記憶は無く、昭和59年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫も、申立期間のうち、国民年金被保険者期間の保険料が未納となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成2年12月まで

会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。役所から納付書が送付されてきて、昭和59年10月ごろから同居していた妻が、毎月、金融機関で私の保険料を納付してくれていた。ねんきん特別便が届き、保険料の未納期間を知ったが、現在の記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成4年7月31日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は同年9月に届出を行ったことが推認されることから、この時点において申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立人の保険料納付を行っていたとする申立人の妻のオンライン記録によると、申立期間直後の平成3年1月から4年3月までの15か月間を過年度納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料についても、申立人の妻が同様に過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続について、B区役所に行ったこと以外に具体的な記憶は無く、昭和63年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の妻も、申立期間の保険料が未納となっている。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

私は、元夫が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金には加入していなかったが、昭和49年10月ごろに近所の方から勧められ、国民年金に任意加入することにした。国民年金の任意加入被保険者資格を喪失するまでは、3か月ごとに保険料を納め領収書を受け取っていた。

年金記録を確認したところ、任意加入被保険者資格を喪失する直前の3か月が未納とされていた。申立期間に係る保険料の納付書・領収書には領収印がないが、保険料を納めた際に領収印が無いことに気が付かず、そのまま受け取ってしまったと思うので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した後、その資格を喪失するまで、3か月ごとに国民年金保険料を納付し、領収書を受領していたとしているところ、申立人が所持する申立期間に係る納付書・領収証書は、社会保険事務所（当時）が発行した過年度保険料の納付書であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、現年度納付をしていなかったものと推認される上、当該納付書・領収証書につづられた領収控、領収済通知書を所持しており、そのいずれにも領収印が確認できないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した状況はうかがえない。

また、申立人は、上記納付書・領収証書で国民年金保険料を納付した時期や納付場所についての具体的な記憶が無い上、国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納期間と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年8月まで

私は、夫と共に平成16年に社会保険事務所（当時）へ年金相談に行ったところ、私の結婚前の厚生年金保険の記録と、国民年金の記録が抜けていることが分かった。厚生年金保険の記録は統合されたが、国民年金の記録は分からないままであった。

私は、昭和50年ごろ、国民年金の加入手続を行い、52年にA市に引っ越すまで、B市役所C分室へ赴いて月額3,000円程度の国民年金保険料を納付していた。年金記録について、同市役所へ何度も問い合わせたが、納付記録が回復されなかったため、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、昭和51年9月11日と記載されていることが確認できる上、B市が保管する国民年金適用関係届によると、申立人の夫が、同日に申立人に係る国民年金の任意加入の届出を行ったことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年12月まで

A事業所に在職中の昭和45年前後に年金に加入できるという内容のはがきが役所から届き、事業主に相談したところ、「国の事業には絶対加入した方がよい。」と言われ国民年金に加入した。加入当時は27歳であり、20歳までさかのぼって保険料を納付した。B市C区役所で3回に分けて保険料を支払ったが、1回目の納付は事業主から約7,000円から8,000円を借金し、2回目及び3回目の納付は自分の給料から約7,000円から8,000円を支払い、合計で2万円前後を納付した覚えがある。それからは、どんなに苦しいときでも年金の保険料だけは払い続けた。付加年金の知らせが届いた時も加入した。確かに申立期間の保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に国民年金に加入し、同時期に、20歳にさかのぼって申立期間の保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は、申立人がB市C区に転居した後の49年12月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から同年11月に加入手続を行ったものと推認できるため、申立人の主張内容とは一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、第2回特例納付実施時期（昭和49年1月から50年12月まで）に行われており、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、申立人は、当該期間の保険料として、3回に分割して計約2万円を納付したとしており、同時期に当該期間について特例納付した場合には9万4,500円の保険料が必要となることから、申立人が主張



する金額と大きく乖<sup>かいり</sup>離する。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票によれば、昭和 47 年 1 月から 49 年 12 月までの期間について、49 年 11 月から 50 年 2 月までの 4 か月にかけて計 2 万 3,400 円の保険料がさかのぼって納付されていることが確認でき、当該金額が申立人の記憶する金額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間に係る特例納付を行ったのではなく、上記の期間の保険料をまとめて納付したものである。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年9月まで

結婚して、夫の職場の先輩の奥様の年金に対する考え方に賛同し、私も国民年金に任意加入することにした。加入手続は、昭和49年9月ごろに夫がA市B区役所で行った。C市から同区へ転居してきて、区役所が近くなり、保険料を納付することも便利になったので、転居後すぐに加入したと思う。しかし、現在の記録では、50年10月から保険料の納付を始めたことになっている。転居から約1年も遅れたことになり、そんなことは無いと思う。保険料は、毎月、給料日の後に区役所で納付していたが、具体的な金額までは覚えていない。子供に迷惑をかけられないので、老後は年金しか頼るものはないと常日頃から夫と話していた。専業主婦になって、その気持ちを一層強く持っていた。よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区へ転入後の昭和49年9月ごろに国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から50年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、同月27日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、このころに初めて任意加入被保険者として加入手続を行ったものと推認でき、制度上、申立期間は未加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月2日から23年8月1日まで  
社会保険事務所(当時)の昭和58年3月7日付け厚生年金保険被保険者期間照会回答票により、22年6月2日から23年8月1日までの年金記録の欠落が判明したので年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正を願う。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立期間について、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立期間において被保険者資格を有する40人のうち6人に申立人同様の被保険者期間の欠落がみられ、同社は、一定の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、これらの元従業員のうち、所在が確認できた一人に、申立人の勤務状況について照会したものの、申立人のことは記憶しておらず、自身の当該被保険者期間の欠落についても詳細な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「私と同職種の同僚二人は、私より早く入社し、私が昭和24年3月に本社へ異動した際にはまだ在籍していた。」と供述しているものの、A社に係る被保険者名簿によると、当該元同僚二人に係る被保険者記録は、申立期間より前の21年7月及び同年8月にそれぞれ資格喪失していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、厚生年金保険の資格を取得している元従業員138人のうち、所在が確認できた6人に申立人の勤務実態について照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、事業主も既に死亡しており、申立人の

申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 42 年 8 月まで

私は、生年月日を昭和 22 年か 23 年として、41 年 11 月から 42 年 8 月までの間、A 市にあった、事業所名が B 社又は C 社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 市にあった、事業所名が B 社又は C 社で勤務していた。」と主張しているが、日本年金機構は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としている上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業所の名称、事業所の事業主及び元同僚の氏名等を正確に記憶していないため、当時の状況について聞き取りにより確認することができない。

さらに、申立人は、「生年月日を昭和 22 年か 23 年として勤務していた。」と主張しているところ、生年月日が 22 年又は 23 年で申立人と同姓同名で申立期間に申立人が主張する事業所の名称に係る厚生年金保険の被保険者資格を有している者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 60 年 9 月 3 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、61 年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務し、同年 11 月 1 日付けで系列会社に採用されたが、A 社に勤務した全期間の厚生年金保険料が給与から控除されており、申立期間は有給休暇を取得していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 9 月 3 日から 61 年 10 月 31 日に退職するまでの間、A 社に継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人が所持する給与明細書によると、60 年 9 月から 61 年 10 月までの各月について厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 61 年 10 月 21 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同年 10 月 20 日に被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致する。

また、B 社は、「申立期間当時の人事記録が残っていないため、申立人の勤務状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人が記憶する元同僚 5 人に申立人の勤務状況について文書により照会した結果、3 人から回答があり、そのうち二人は、「申立人を知っているが、申立期間に年次休暇を取得していたのか不明である。」と証言しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認する

ことができない。

加えて、オンライン記録により、申立人と同様に月中に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員 28 人に対し文書により照会した結果、9 人から回答があり、そのうち 8 人は、「20 日の給料の締め日にあわせて退職した。」と証言している上、残る一人は「20 日に退職した。」と証言しており、全員が勤務したと記憶する期間とオンライン記録は一致している旨を証言している。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 61 年 10 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 10 月分として給与から控除された厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者と認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月から 27 年 1 月まで

私は、昭和 22 年 7 月から 27 年 1 月まで、A 社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立期間のうち、昭和 25 年 4 月から 27 年 1 月までの期間については、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 15 人に厚生年金保険の加入時期について照会したところ、回答があった 10 人のうち 8 人が、「入社日と厚生年金保険加入日は一致していない(入社日から同加入日まで、最長で 3 年間)。」と供述している。

また、「入社日と厚生年金保険加入日は一致している。」と供述した二人のうちの一人は、「昭和 20 年 11 月から 28 年 11 月まで継続して勤務していた。」と供述しているが、上記被保険者名簿によると、22 年 5 月 20 日から 25 年 2 月 1 日までの期間については、当該元従業員の A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、当該元従業員は、「昭和 24 年ごろ、A 社には約 40 人（事務所に 10 人、現場に 30 人）の従業員が在籍していた。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、24 年 2 月 1 日における厚生年金保険被保険者数は 7 人のみであることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、また、加入させたとしても在籍

期間のすべてにわたって加入させていたわけではなかったと考えられる。

また、A社の元従業員から、厚生年金保険に加入していない期間の給与から保険料が控除されていたという証言は得られない。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、また、申立期間当時、同社において社会保険関係の事務を行っていた者の所在も不明であり、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 25 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 16 日まで  
④ 昭和 51 年 8 月 1 日から 54 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 40 年ごろに A 社に入社し、B 社に勤務した同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの 3 か月間を除き、42 年 4 月 15 日に退社するまで継続して勤務したのに、申立期間①、②及び③の厚生年金被保険者記録が欠落しており、また、51 年 8 月 1 日に C 社に入社し、54 年 10 月末日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間④の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①から③までについて、B 社に勤務した期間を除き A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の A 社は、「昭和 58 年に前事業主から A 社を買収しており、同年以前の厚生年金保険に関する資料は保管していない。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①から③までに同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 5 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの二人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る 3 人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することがで

きない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月25日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立人は、「申立期間④について、C社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社は、昭和52年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間④のうち、同日から54年11月1日までは、厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に被保険者資格を取得している元従業員17人のうち連絡先が判明した3人に聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る二人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間④に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 13 日まで

私は中学を卒業して昭和 35 年 5 月に A 社に入社、妹は昭和 37 年 3 月に同社に入社、38 年 8 月 13 日に一緒に退職し、その後、B 社に二人で入社した。厚生年金保険の記録では、私が昭和 38 年 12 月 21 日に脱退手当金をもらったことになっているが、もらった記憶がない。同時に退職した妹に、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録があって、私に被保険者記録が無いのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 21 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「同時に退職した妹に、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録があって、私に被保険者記録がないのはおかしい。」としているが、申立人の妹の退職時点における厚生年金保険被保険者期間は 16 か月（当該事業所に係る被保険者期間は 14 か月）であり、脱退手当金の支給要件（24 か月以上）を満たしていないことから、申立人の妹に脱退手当金の支給記録が無いことは不自然ではない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2151

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 2 日から 58 年 5 月 31 日まで  
私は、A社で働いていたときに、健康保険証を持っていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚（後の代表取締役）が、「申立人が同社で勤務していたことは間違いない。」と証言している上、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 16 日から 58 年 2 月 26 日までの期間、A社に係る被保険者記録が確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成元年 4 月 1 日であり、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

さらに、上記の元同僚は、「申立期間当時、A社の事業主及び従業員は、個人で国民健康保険と国民年金に加入していた。」と回答しており、同社の元役員の妻及び元従業員一人も、「健康保険は国民健康保険に加入し、年金については、同社が厚生年金保険に加入する前は国民年金に加入していた。」とそれぞれ証言している上、当該元従業員は、「同社が厚生年金保険に加入する前の給料明細書には、厚生年金保険料の欄すら無かったので、同保険料が引かれたはずはない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2152 (事案 794 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月4日から33年1月27日まで

私は、平成21年8月10日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることができないとの通知を受けたが、納得できない。

今回新たに当時の同僚からの証明書を提出するので、もう1度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主が申立期間当時、従業員に代わって事業所が脱退手当金の請求を行っていたとしていること、及び申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年8月10日付けの通知内容に納得できないとして、新たに当時の同僚からの証明書を提出し、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しており、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受

け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が確認できること、支給額に計算上の誤りが無いこと、事業主からの代理請求をうかがわせる証言、及び今回新たに聞き取りを行った元同僚からも脱退手当金を受給した旨の証言が得られていることなどから、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在するとともに、今回申立人から提出された当該証明書は単に勤務実態を示すものでしかなく、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から2年4月5日まで  
② 平成3年4月1日から4年4月1日まで

私がA事業所（現在は、B事業所）に勤務した経緯は、短期大学に求人があり、応募して採用された。契約は1年だったが、平成4年4月に現在の職場であるC事業所に就職するまで、4年間続けて同じ条件で勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年4月にC事業所に就職するまでの4年間、契約は1年ごとだったものの、同じ条件で、A事業所に継続して勤務していた。」と主張しているが、同事業所は、「申立人は昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの期間及び2年4月1日から3年3月31日までの期間については甲種日々雇用職員、元年4月1日から2年3月31日までの期間については乙種日々雇用職員として同事業所で勤務していた。」と回答している上、申立期間②についても、乙種日々雇用職員であったと記憶する元職員が申立人の在籍を証言していることから、申立人は、申立期間①及び②に同事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所は、「甲種日々雇用職員は、毎日勤務であり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入するが、乙種日々雇用職員で採用された者は、繁忙期のみの勤務で、1年を通じて毎日勤務ではないため加入しない。」と回答している上、同事業所の現在の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者から、厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立期間当時、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元職員のうち聞き取り調査した5人のうち4人は甲種日々雇用職員及び乙種

日々雇用職員の両方を経験しているところ、4人全員が、「甲種日々雇用職員の場合は厚生年金保険に加入し、乙種日々雇用職員の場合は厚生年金保険に加入できないことを知っていた。」、「加入していない時の厚生年金保険料の控除はなかった。」と証言している。

さらに、このうちの一人は、乙種日々雇用職員として採用されていた期間には国民年金に加入しており、国民年金保険料については納付済み及び免除期間となっている。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和63年4月に雇用保険の被保険者資格を取得し、平成元年3月31日に離職した後、2年4月5日に同事業所において再度同資格を取得し、3年3月31日に離職していることが確認でき、申立期間①及び②においては、同保険の被保険者記録は見当たらず、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 43 年 4 月まで  
② 昭和 48 年 7 月から 50 年 7 月まで  
③ 昭和 50 年 12 月から 52 年 12 月まで

私は、申立期間①については、A社で勤務した。同社は、給与は高額で入社して2か月経過すると入社日に<sup>さかのぼ</sup>遡り厚生年金保険に加入した。申立期間②については、B事業所で勤務した。当然社会保険の適用事業所であり、保険料は控除されていたはずである。申立期間③については、C事業所で勤務した。ボーナスも支給されており、保険料を控除されていた。申立期間全部についてよく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の供述及び雇用保険の記録等から期間は特定できないものの、申立人がA社に在籍したことは推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間①にA社において約11か月勤務した。」と主張しているところ、同社において申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人は、「申立事業所においては、雇入期間は最長でも6か月間であり、それ以上の雇入期間は無かった。」と証言しており、同社に係るオンライン記録を確認しても申立期間①において、6か月以上の被保険者期間を有する者は見当たらない。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる20人に、申立人の厚生年金保険の加入について照会したところ、7人から回答を得たものの、当該7人全員（上記の4人を含み、うち3人は申立人と同じ「補助的事務」に従事したと証言している。）は、「申立人を覚えていない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに当該事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立期間①の状況は分からない。」と回答していることから申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人の供述及び元同僚の証言から期間は特定できないものの、申立人がB事業所に在籍したことは推認できる。

しかし、元同僚の一人は、「申立人を覚えている。申立人は新聞広告で求人を行った際応募して採用された。B事業所は、そのころは厚生年金保険の適用を受けておらず、昭和49年4月1日に初めて厚生年金保険の適用を受けたが、そのころ申立人は既に退職しており、在籍していなかった。」と証言しているところ、オンライン記録により、同事務所は申立期間中の同日に厚生年金保険の新規適用を受けたことが確認できることから申立期間②の一部は同事業所が厚生年金保険の適用を受けていない期間である。

また、申立事業所において事務全般を担当したとする当時の事務長は、「B事業所は既に廃業しており、当時の資料は一切残っておらず、状況を確認することはできない。」と証言している上、事業主の所在も不明であることから申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人の供述及び元同僚の証言から期間は特定できないものの、申立人がC事業所に在籍したことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、C事業所は、昭和51年3月1日に厚生年金保険の適用を受けたことが確認できることから、申立期間③の一部は同事業所が厚生年金保険の適用を受けていない期間である。

また、オンライン記録により、所在が確認できた10人に、申立人の厚生年金保険の加入について照会したところ、7人から回答を得たが、そのうちの3人は申立人を覚えているものの、「申立人の勤務形態や勤務期間については覚えていない。」と証言しており、事業主の所在も不明であることから申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 2 月 22 日から同年 12 月 30 日まで

私は昭和 17 年 8 月から、国の徴用令により、A 社（現在は、B 社）で勤務していた。当初は、C 係に配属された。その後、18 年 12 月に D 地の歩兵連隊に入営のため同社を退職した。

ねんきん特別便によると、A 社に勤務していた期間のうち、昭和 18 年 2 月 22 日以降の厚生年金保険加入記録が無いが、同年 11 月 28 日付けの勤務精励の賞状が残っているので、同年末までの厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 18 年 11 月 28 日付けの勤務精励の賞状から、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間前後に A 社において被保険者資格を有する元従業員に照会したところ、13 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない上、B 社は、「当時の資料等が保管されておらず、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A 社の人事書類によると、申立人を含む 43 人の労働者年金保険被保険者が、昭和 18 年 2 月 22 日に、E 係に転職したことを理由として被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、当該 43 人のうち 35 人については、健康保険厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）が残存しており、旧台帳によると、当該 35 人のうち申立人を含む 32 人が昭和 18 年 2 月 22 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる（残る 3 人のうち 2 人については 19 年 6 月 1 日以降の記録のみがあり、一人については、被保険者資格喪失日が記載されていない。）。

加えて、旧台帳によると、当該 35 人のうち 18 人(申立人を除く。)が、厚生年金保険法の適用が開始された昭和 19 年 6 月 1 日に、A 社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社は、申立人を含む 43 人の労働者年金保険被保険者について、昭和 18 年 2 月 22 日に、E 係への転職に伴い労働者年金保険の適用対象には該当しなくなったとして、被保険者資格を喪失させる手続を行ったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2156 (事案 416 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から25年9月まで  
② 昭和28年4月から32年5月まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社（現在は、C社）でそれぞれ勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が欠落している。同僚の名前、仕事の内容等を記憶しているので、その欠落した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に、申立人及び申立人と一緒に就職したという中学校の同級生の氏名が無いこと、ii) 申立人が元同僚とする者について、申立期間当時に同社における厚生年金保険被保険者期間があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚（一人は既に死亡）からは証言を得ることができない上、同社に申立期間当時勤務していた元従業員は申立人を覚えていないとしており、申立人の勤務期間が明確ではないこと、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、その後の事業主（既に死亡した前述の事業主の娘）は、申立期間当時は会社の経営に関与しておらず、当時の関係資料も残っていないとしているため、当時の状況を確認することができないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年2月18日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、i) 「申立人が、昭和23年から25年ごろA社に通勤していた。」旨、申立人の姉が証言していること、ii) 申立人が記憶する元同

僚二人に当該事業所に係る年金記録がある旨、社会保険事務所（当時）の職員から聞いているにもかかわらず、このことを第三者委員会が明確にしているのは納得できないことを理由として、再度、申し立てている。

しかし、今回の再申立てにおいて、社会保険事務所の職員が当該事業所に係る年金記録があると説明したとする元同僚二人について、一人は、当初の申立ての中学校卒業後、学校のおっせんで一緒に就職したとする冒頭の i) の元同僚のことであり、A社に係る被保険者記録は無い上、申立人も「当該元同僚は一緒に入社したものの、短期間で退社した。」と供述している。

また、残りの一人については、オンライン記録によると、申立期間後に、A社に係る被保険者記録が確認できるものの、申立期間当時は別の事業所に係る被保険者であったことが確認できる上、申立人も「当該元同僚は、申立期間当時にA社において一緒に勤務した同僚ではない。」と供述している。

さらに、今回、新たに、申立期間①当時に、A社に係る被保険者資格を取得した元従業員のうち二人に照会したものの、二人共「申立人のことは記憶していない。」と証言しており、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

加えて、A社に係る上記の被保険者名簿にも、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) C社の事業主は、「申立人が同社に在籍していたことについては認めることができるが、厚生年金保険の加入については、当時の関係資料がすべて処分されているため確認できない。」と回答している上、申立期間当時の同社の元従業員二人は申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務期間が明確ではないこと、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 3 月 20 日であり、申立期間のうち、同日以前の期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、iii) 申立人が挙げた元同僚 12 人のうち 4 人については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 29 年 3 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、他の一人は、申立期間以降の 37 年 12 月 1 日に同社で同資格を取得していることが確認でき、残りの 7 人は同社における厚生年金保険被保険者資格を確認できないことから、申立期間当時、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させていなかった者からは保険料を控除していなかったと推認されること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のおっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 2 月 18 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「B社に勤務していたことは確認されており、勤務していれば厚生年金保険被保険者であることは当然であり、記録が無いという理由で加入していないとみなされるのは納得できない。」として、再度、申し



立てている。

しかしながら、申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提出は無い上、今回、新たに聴取した元従業員は、「申立人が勤務していたことを覚えている。」と証言しているものの、複数の元従業員が、「申立期間のころのB社の従業員数は30人から40人ぐらいだった。」と証言しているところ、被保険者名簿では被保険者資格の取得者はいずれの期間でも20人以下である上、上記とは別の元従業員一人は、「厚生年金保険に加入していない者がいた。」と証言しており、これらのことから、事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無いことが推認できる。

さらに、C社に係る被保険者名簿には健康保険番号に欠番がなく、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月24日から同年7月1日まで  
② 昭和28年4月1日から同年11月1日まで

昭和27年4月24日A社B支店へ入社、このとき、前職での入社時の名刺大の年金証書を返納し、社会保険事務所（当時）から新しい保険証書を交付された。A社本社で2日間、健康保険の説明を受けて、A社B支店C事務所（以下「C事務所」という。）勤務となり、25人から26人で開業準備に奔走し、同年8月ごろ同社は開業した。

従業員の給料はA社B支店から支給され（ただし、給与計算業務はA社本店の職員が行っていた。）、毎月末に私がC事務所職員の給料受領のためA社本店内にあるA社B支店に行っていた（申立期間①）。

約1年後、C事務所で給料の計算をすることとなり、厚生年金保険、雇用保険の変更手続きも私が行った。しかし厚生年金保険の記録は、28年11月1日取得となっており、同年4月から同年11月までの被保険者資格が無い（申立期間②）。

昭和27年4月24日入社から61年3月31日の定年退職まで、一貫してA社B支店で社会保険料が給与から控除がされていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録によると、申立人は、A社B支店において、昭和27年4月25日資格取得、61年1月31日離職であることが確認できること及びA社B支店が保管する資料において、「臨時採用日 昭和27年4月」（日付については、16日との記載が二重線で取り消され、書き直されているが、不鮮明のため読み取ることができない。）との記載が確認できることから、申立人が申立期間当時、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

2 しかしながら、申立期間①について、A社本店は「申立人に係る勤務形態は不明である。」と回答している上、A社B支店も、「貸金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年7月1日に資格取得した者のうち、申立人と整理番号に近い15人は、その後、申立人と同様、28年11月1日にC事務所において資格取得しているため、申立人と同様、C事務所で勤務していた従業員と推認されるところ、当該15人のうち14人は、既に死亡、連絡先不明又は病気のため調査することができず、唯一申立人のことを記憶している一人は、「自分がC事務所就職した時期、入社時における試用期間の有無、給与から保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない。」と証言しており、当該期間における保険料控除について確認できない。

3 申立期間②について、C事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、申立期間②は、同事務所が適用事業所となる前の期間である。

また、A社B支店は、「保険料控除を確認できる資料は保管していない。」と回答しており、申立期間②における保険料控除について確認することができない。

さらに、C事務所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年11月1日）に資格取得している者は申立人を含め19人確認できるが、このうち15人は、申立人と同様、同年4月1日にA社本店において資格喪失し、申立期間②の被保険者記録が無い上、当該15人中、唯一調査のできた元従業員は、「保険料控除については記憶していない。」と証言している。

加えて、残りの4人は、C事務所で被保険者資格を取得する以前にA社本店に係る被保険者期間は確認できない上、当該4人中、唯一調査することのできた元従業員は、「私は昭和28年5月末からC事務所で勤務したが、厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から保険料が控除されていたかどうか分からない。」と証言しており、申立期間②における保険料控除について確認できない。

4 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社B支店で、昭和 54 年 9 月 30 日まで勤務した。C業務の係だったので、月末は大変忙しく、30 日の遅くまでかかって、在庫を精査し、上司に報告したことをはっきり覚えている。会社側が虚偽の届出をしているようなので、詳しい調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社B支店で、昭和 54 年 9 月 30 日まで勤務した。」と主張している。

しかし、A社は、「申立人に係る人事記録は保管していない。」と回答していることから、申立人の同社に係る勤務期間を確認できない。

また、申立期間である昭和 54 年 9 月 30 日は日曜日であることが確認でき、A社は、「日曜日にC業務の仕事をしていたとは考えにくい。」と回答している上、申立人自身も、「日曜日に働いたことはない。」と供述している。

さらに、A社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）によれば、申立人の離職日は昭和 54 年 9 月 29 日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社に就職した。しかし、所在地近くに B 駅ができることとなり、周辺地域の開発のため同社は立ち退くこととなったため、これを機に同年 7 月末で退職した。

A 社に勤務していた 4 か月間の年金記録が無いとされているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、事業主の父親及び兄弟が時折手伝いに来ていたが、私のほかに従業員はいなかった。」と供述しており、事業主の氏名や退職に至った経緯等、当該事業所で勤務していた当時のことを具体的に記憶していることから、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の所在地を管轄する法務局において、A社の法人登記は確認できない上、事業主の兄は、「当該事業所は、有限会社でなく、個人経営の飲食店であった。」と証言しているところ、オンライン記録等により、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録も、確認できない。

加えて、同社の事業主は既に死亡しており、事業主の父親及び兄弟等からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことを確認できる関連資料、周辺事情を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から36年6月8日まで

私は、昭和35年7月1日にA社に入社し、36年6月8日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地、当時の業務内容及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していること並びに元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の親会社にあたるB社は、「A社に関する人事記録、厚生年金保険に係る資料は保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和36年2月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、35年7月1日から36年2月24日までは厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年2月25日から同年6月8日までの間に被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、同人は、「私が同年4月に入社したときには従業員は30人ぐらいいた。」と証言しているところ、上記の被保険者名簿により同年2月25日から同年6月8日までの間に同社において被保険者資格を取得している者は13人しか確認できないことから、同社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保

険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

加えて、上記の名簿によると、昭和36年2月25日から同年6月8日までの間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年1月20日まで

随分昔のことであり、証明する資料は無いが、昭和29年3月に大学を卒業後、A社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が30年1月からとなっており、入社日と加入日が異なっている。最初の給与から厚生年金保険料は控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立人の記憶する元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の当該事業所の取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同じく昭和30年1月21日に資格取得している元従業員のうち4人に照会したところ、3人が申立人と同様、「自身の入社日は29年4月1日である。」と供述している上、当該3人のうちの2人は「厚生年金保険に加入するまでの間、保険料控除は無かった。」と供述しており、別の一人は「入社後しばらくの間、試用期間があった。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を取得した昭和30年1月21日に、申立人を含む29人が同時に同資格を取得しているなど、当該事業所においては、資格取得日が同一日である者が多数確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員の入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っておらず、採用してから相当期間経過後に加入させていた上、一定期間内に採用した者について、一度にまとめて加入手続を行



っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から37年3月1日まで

私は、昭和35年3月から37年8月20日までA社（35年にB社に社名変更。現在は、C社）で勤務していたが、年金記録では、37年3月1日に厚生年金保険に加入したことにされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びA社又はB社の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同社の名称変更後のB社は、申立期間終期の昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む18人の従業員が昭和37年3月1日に被保険者資格を取得しており、同日以前に資格を取得した者はいないことが確認できる上、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、B社の元従業員の一人は、「私は、昭和36年7月か8月ごろから勤務しているが、同年3月以前に給与から厚生年金保険料を控除された覚えは無い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月15日から平成2年12月27日まで  
A社に勤務していた際の標準報酬月額に疑義がある。調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和61年度から平成3年度までの市民税県民税特別徴収税額決定通知書（以下「決定通知書」という。）によると、申立人は、申立期間のうち昭和60年から平成元年までの期間について、標準報酬月額から計算された年間の標準報酬月額の合計額を超える給与収入（総支給額）を得ていたことが確認できる。

また、上記決定通知書によると、申立人は、申立期間のうち昭和63年から平成2年までの期間について、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額及び健康保険料額並びに雇用保険料額のそれぞれの合計額から計算された年間の社会保険料額を超える同保険料額が控除されていることも確認できる。

しかしながら、申立人は、当時の給与に関して、「勤務内容は朝9時から翌朝9時までの24時間勤務で次の日が休みになっていたが、休まずに仕事に就いており、かなりの時間外手当が付き総収入も多くなっていた。」と供述していることから、標準報酬月額の随時改定の対象とならない非固定的賃金である残業手当の割合が多かったことがうかがえるところ、複数の元同僚は、「自身の標準報酬月額は正しい。」、「給与のうち、残業手当が占める割合は多かった。」、「賞与の支給はあった。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社が支払った申立人に係る給与額については、非固定的賃金としての手当及び賞与が支給されており、年間収入（総支給額）が増額していたことがうかがえる。

また、上記決定通知書からは、申立人の申立期間に係る給与支給額の固定的賃金と非固定的賃金の割合及び社会保険料控除の総額に占める厚生年金保険料の控除額を算出することができない上、A社は、「当時の申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額、元同僚の標準報酬月額と比べ、著しく低いとは言い難い上、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月15日から36年4月3日まで

私の夫は、昭和29年5月から51年9月まで、A社とB社に交互に継続して勤務していた。オンライン記録によると、A社において34年9月15日に資格喪失し、B社において36年4月3日に資格取得しており、34年9月15日から36年4月3日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間以外については、A社及びB社の転職に関して、厚生年金保険被保険者記録は継続しているのに、空白期間があるのは納得いかない。A社又はB社のどちらかに勤務していたのでよく調べて、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人の妻は、「私の夫は、昭和29年5月から51年9月まで、A社とB社に交互に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社については、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、昭和34年9月15日に資格喪失した記載が確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社は、「当該通知書以外に申立人に係る資料は無く、当時の状況が分かる者もないため、申立期間に係る申立人の在籍及び厚生年金保険の加入について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間についての厚生年金保険の加入について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の前後に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた37人に申立人の厚生年金保険への加入状況について照会し、25人から回答があったも

の、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社の当時の事業主は、「申立人は昭和 34 年 9 月に同社を退職し、その後、B 社の従業員又は外注工として勤務していた。」と供述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は被保険者資格を昭和 34 年 9 月 15 日に喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを表す「証返」の記載が確認できる。

- 2 B 社については、複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間ごろに、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社において申立期間の前後に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた 5 人に申立人の厚生年金保険への加入状況について照会し、5 人全員から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、既に清算終了していることが確認でき、当時の代表取締役は既に死亡している等により、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、B 社の事務担当者は、「被保険者でない者の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、昭和 36 年 4 月 3 日に被保険者資格を取得し、50 年 12 月 23 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致することが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月28日から20年4月1日まで

A社(現在は、B社)に昭和19年6月22日に入社し、60年4月29日に定年退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、19年9月28日から20年4月1日までの期間に、C市の寮で勤務していた期間等の船員保険記録が空白である。調査の上、訂正願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が船員として勤務していたD丸が昭和19年9月\*日に沈没し、救助された船舶の再度の沈没を経てEに帰港するまでの期間、その後の約20日間の休暇期間及び同年12月ごろからA社の寮において勤務した約4か月の期間を通じた期間であり、申立人は、「申立期間においても船員保険被保険者であったはずだ。」と主張している。

しかし、申立期間については、B社から提出された申立人に係る社会保険台帳によると、申立人は、D丸において、昭和19年7月9日に船員保険被保険者資格を取得し、同年9月28日に同資格を喪失した後、「予備」として20年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録とも一致している。

また、上記「予備」については、F団体における「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」(以下「予備船員」という。)に該当する者と考えられ、予備船員については、昭和20年4月1日以前には船員保険の適用が無かったところ、B社は、「日本の船は国家総動員法の下、20年3月末までは、乗船時のみF団体により手続が行われ、船員保険に加入していた。」と回答しており、申立人は、「救助された船舶においては、船員としては勤務していなかった。」と供述していることから、申立期間について、

申立人は予備船員であったことが認められる。

さらに、申立人がD丸乗船時に氏名を挙げている元同僚の一人は、昭和 17 年 3 月 22 日から 19 年 9 月 28 日までの期間及び 21 年 10 月 1 日から 23 年 11 月 30 日までの期間、A 社において船員保険被保険者記録が確認でき、D 丸が沈没した 19 年 9 月 \* 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、「予備船員として乗船していない期間も船員保険の加入ができるようになったのは、20 年 4 月 1 日からだということは会社から聞いていたので、申立人が陸に上がってからの期間について、同日からしか船員保険の記録が無いのは納得できる。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、A市在住中に長男（昭和 39 年生）を出産後、翌年にB社を退職した。その後、脱退手当金の通知があったが、当時子育てに追われていたことと、遠方であったことが理由でそのままにしていたため、7年ほど経過後にC社会保険事務所（当時）に出向いたところ、脱退手当金処理済と言われたが、脱退手当金を受領していない。よく調査いただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職する際、同社に脱退手当金の請求を委任し、C社会保険事務所から厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書がA市の自宅に郵送されてきたと供述していることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人は、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は所持しているが、同封の国庫金送金通知書を所持していないことから、脱退手当金を既に受領していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の文字が押印されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。